

こうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

○こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

(平成 10 年 10 月 20 日条例第 44 号)

改正 平成 15 年 3 月 28 日条例第 23 号 平成 15 年 12 月 26 日条例第 64 号

平成 17 年 3 月 29 日条例第 33 号 平成 23 年 3 月 23 日条例第 9 号

平成 25 年 3 月 29 日条例第 44 号 平成 26 年 3 月 25 日条例第 25 号

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

題名改正〔平成 15 年条例 64 号〕

(設置)

第 1 条 女性と男性が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動とともに参画する男女共同参画社会を実現するための活動の拠点となる総合的な施設として、こうち男女共同参画センター(以下「センター」という。)を高知市に設置する。

(業務)

第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供
- (2) 男女共同参画の推進に関する調査研究
- (3) 男女共同参画の推進に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発
- (4) 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催
- (5) 男女共同参画を推進する人材の育成
- (6) 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談
- (7) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進及び自主的活動への支援
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務(指定管理者による管理)

第 3 条 センターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(休館日)

第 4 条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 2 水曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、土曜日、日曜日及び月曜日以外の日は午前9時から午後9時まで、土曜日、日曜日及び月曜日は午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第6条 センターの大会議室その他の施設(その附属設備を含む。以下「許可施設」という。)を利用しようとする者は、指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

(3) センターの管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設を利用させることが不相当であると認めるとき。

- 3 第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

- 2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

第8条 利用者は、第10条の規定により定められたセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の收受)

第9条 指定管理者は、利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

第10条 利用料金の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料)

第13条 センターの管理を指定管理者が行うことができない場合は、第8条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、同表の1の表備考及び2の表備考の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者が既に収入として收受した」とあるのは「既に

納付された」と、「ただし、指定管理者」とあるのは「ただし、知事」と読み替えるものとする。

(損害賠償義務)

第 14 条 センターを利用する者又は指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第 15 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 2 条各号に掲げる業務
- (2) 第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する利用の許可等、第 7 条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第 9 条に規定する利用料金の收受、第 11 条に規定する利用料金の減免、第 12 条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (4) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第 16 条 第 2 条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第 17 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 前条第 1 号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。)によるセンターの管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
- (4) 事業計画書による業務の実施により、男女共同参画社会を実現するための活動の拠点となることができるものであること。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第 18 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第 20 条

第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの  
(業務報告の聴取等)

第19条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第17条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第17条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第23条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成 10 年 12 月規則第 125 号で、同 11 年 1 月 29 日から施行)

(高知県収入証紙条例の一部改正)

2 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表中

73 高知県工業技術センターの企業化支援研究室の使用料	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成 2 年高知県条例第 5 号)第 5 条第 1 項
-----------------------------	--

を

73 高知県工業技術センターの企業化支援研究室の使用料	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成 2 年高知県条例第 5 号)第 5 条第 1 項
74 こうち女性総合センターの使用料	こうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例(平成 10 年高知県条例第 44 号)第 7 条

に改める。

附 則(平成 15 年 3 月 28 日条例第 23 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

2 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 15 年 12 月 26 日条例第 64 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日条例第 33 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し

必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(次項において「改正前の条例」という。)の規定によりなされた処分その他の行為は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第 8 条の規定に基づき委託しているこうち男女共同参画センターの管理及び当該管理の委託を受けた者による利用料金の収受等については、平成 18 年 9 月 1 日(同日前に改正後の条例第 17 条第 1 項の規定による指定をした場合は、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

- 5 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。(次のよう略)

附 則(平成 23 年 3 月 23 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日条例第 44 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 8 条の規定並びに附則第 3 項の規定は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 略
- 3 略

附 則(平成 26 年 3 月 25 日条例第 25 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 10 条、第 13 条関係)

- 1 許可施設(2 の附属設備を除く。)に係る利用料金の基準額

区分	利用料金の基準額(1 時間につき)	
	土曜日及び日曜日以外の日(第 4 条第 1 項各号に掲げる日を除く。)の午前 9 時から午後 9 時まで	土曜日及び日曜日の午前 9 時から午後 5 時まで
創作実習室	860 円	1,050 円
大会議室	4,100 円	5,150 円
研修室 1	390 円	480 円

研修室 2	390 円	480 円
研修室 3	390 円	480 円
調理実習室	1,150 円	1,430 円
和室 1	480 円	580 円
和室 2	580 円	770 円
視聴覚室	860 円	1,050 円
レクリエーション室	1,150 円	1,430 円

#### 備考

- 1 「土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで」には、第4条に規定する休館日又は第5第1項に規定する利用時間以外の時間(月曜日の午後5時から午後9時までを除く。)に許可施設を利用する場合を含むものとする。
- 2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。

#### 2 附属設備に係る利用料金の基準額

区分	利用料金の基準額(1月につき)
グループロッカー	100 円

備考 利用料金の計算において、附属設備の利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月分の利用料金は、1月として計算する。